

Japan Tax Newsletter

平成23年度税制改正大綱の重要項目

法人税関係一税率の引き下げ等

平成22年12月18日に公表された「平成23年度税制改正大綱」に関するニュースレターの最終回です。この改正大綱には、法人税率の引き下げなど、法人税に関する重要な改正を含んでいますが、本ニュースレターにおいては、そのうち主なものをとりあげ、概説します。なお、本ニュースレターは改正大綱に基づいて作成されているため、今後発表される実際の改正法の内容とは異なる場合があります。ご了承ください。

【執筆担当: 岡本 高太郎】

1. 法人税率の引き下げ

法人税率が、現在の 30% から 25.5% に下げられます。その結果、国税と地方税を合わせた法人実効税率¹は、5% 引き下げられます。

また、これに伴い、いわゆる中小法人（普通法人のうち、各事業年度終了時において資本金の額が 1 億円以下であるもの、又は資本若しくは出資を有しないものをいいます。）に適用される、800 万円以下の所得に対する軽減税率（現在は 18%）も 15% に引き下げられます。

2. 繰越欠損金控除制度の見直し

法人税率の引き下げの原資を賄うために、課税ベースの拡大が行われていますが、そのうちのひとつがこの繰越欠損金控除制度の見直しです。

青色申告法人は、ある事業年度の課税所得から、当該事業年度開始の日から 7 年前以降に開始した事業年度に生じた税務上の繰越欠損金を控除することができます。現行制度では控除できる額に制限はなく、繰越欠損金の額が十分にあれば、当該事業年度の申告所得額をゼロにすることができます。改正大綱では、過去の事業年度に生じた繰越欠損金による所得控除は、当該事業年度の所得の 80% を上限とします。したがって、繰越欠損控除によって課税所得をゼロにすることはできず、少なくとも控除前の所得金額の 20% は課税所得が残ることになります（なお、後述しますが、この繰越欠損金の控除額の制限は、中小法人には適用がありません。）。

¹ 「法人実効税率」とは、法人事業税が損金算入されることを調整したうえで、法人税、法人住民税、法人事業税（所得割）の税率を合計したものです。以下により計算されます。

$$\text{実効税率} = \frac{\text{法人税率} + (\text{法人税率} \times \text{法人住民税率}) + \text{事業税率}}{1 + \text{事業税率}}$$

法人税率の引き下げは 4.5% にとどまりますが、法人住民税率が維持される結果、法人実効税率は、5% 以上下がります。

その一方で、繰越欠損金の繰越期間が、現行 7 年のところ、9 年に延長されることとなります。繰越期間の延長にともない、

- ① 過去の繰越欠損金額にかかる更正の期間（課税庁が更正処分を行うことができる期間）が現行 7 年から 9 年に延長されます。
- ② 納税者から過去の繰越欠損金額について更正の請求を行うことができる期間も 9 年に延長されます。

3. 貸倒引当金の原則廃止

貸倒引当金制度が原則廃止され、貸倒引当金制度を利用できる法人は、銀行、保険会社等及び中小法人に限られることとなります。但し、経過措置として、これら貸倒引当金制度を利用できなくなる法人でも、平成 23 年度は、現行の損金算入限度額の 4 分の 3、平成 24 年度は 4 分の 2、平成 25 年度は 4 分の 1 を限度として引き当てを認める措置が講じられます。

4. 中小法人に関する特例

中小法人には、現行法上も、普通法人とは異なる優遇取り扱いが認められていますが、改正大綱ではさらに、下記の取扱いが認められることとなります。

- ① 現在、中小法人については、年 800 万円以下の所得について 18% の軽減税率が適用されていますが、これが 15% に引き下げられます。
- ② 普通法人の繰越欠損金の損金算入は、当該事業年度の所得の 80% に制限されることとなりますが、この制限は、中小法人には適用されません。
- ③ 中小法人は、従来どおり貸倒引当金の損金算入を行うことができます。

なお、上記の中小法人に関する優遇措置（およびその他、特定同族法人の特別税率不適用、交際費の定額控除、欠損金の繰戻還付などいくつかの優遇措置）は、大法人（資本金の額が 5 億円以上の法人又は相互会社）の 100% 子会社や、100% グループ内の複数の大法人に発行済み株式の全部を保有されている中小法人には適用されません。

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の岡本高太郎（kotaro.okamoto@amt-law.com）までご連絡ください。よろしくお願いいたします。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
Tax Newsletter 担当
仲谷栄一郎、藤田耕司、岡本高太郎
〒106-6036 東京都港区六本木 1 丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー
<http://www.amt-law.com/>

本ニュースレターの配信の停止、送付先変更などをご希望の場合には、大変お手数ですが、tax-newsletter@amt-law.com まで、ご連絡頂けると幸いです。

© Anderson Mori & Tomotsune 2011